

第1章 いつまでも健康で いきいきしているまちづくり

① 保健・医療環境の充実

<p>◎こども予防接種事業 8,413万円 (子ども課)</p> <p>乳幼児・児童生徒などを対象に、予防接種法に基づいた各種予防接種や法定外の各種予防接種を実施・助成します。 内訳：国2,275万円 県6,138万円</p>	<p>◎成人予防接種事業 2,119万円 (健康増進課)</p> <p>成人を対象に、予防接種法に基づいた各種予防接種や法定外の各種予防接種を実施・助成します。 内訳：国2,119万円</p>																				
<p>◎健康増進事業 4,669万円 (健康増進課)</p> <p>生活習慣病の予防のため、各種がん検診、地域における各種健康教室、水中運動教室、自殺予防対策のための心の健康相談などを実施します。 内訳：国294万円 県160万円 市4,214万円 他1万円</p>	<p>◎地域医療支援事業 1,823万円 (健康増進課)</p> <p>救急医療対策、休日当番医、塩谷地区おとな・こども休日夜間診療室などにかかる経費です。 内訳：国1,823万円</p>																				
<p>◎療養給付費負担金 2億7937万円 (健康増進課)</p> <p>後期高齢者医療被保険者の患者負担を除いた、医療費の市の公費負担分を、栃木県後期高齢者医療広域連合に納付します。 内訳：国2億7937万円</p>	<p>◎後期高齢者医療広域連合負担金 1,940万円 (健康増進課)</p> <p>栃木県後期高齢者医療広域連合の事業運営と連絡、調整を行います。 内訳：国1,940万円</p>																				
<p>◎国民年金事業 34万円 (市民課)</p> <p>国民年金事務に要する経費です。 内訳：国34万円</p>	<p>◎国民健康保険事業 36億3700万円 (健康増進課)</p> <p>内訳：国9億3726万円 県1億6881万円 市9億7711万円 他15億5382万円</p> <p>主な内容</p> <table border="1"> <tr><td>療養諸費等給付事業</td><td>21億270万円</td></tr> <tr><td>高額療養費支給事業</td><td>2億4400万円</td></tr> <tr><td>出産育児一時金支給事業</td><td>2,520万円</td></tr> <tr><td>葬祭費支給事業</td><td>420万円</td></tr> <tr><td>後期高齢者支援金等拠出事業</td><td>4億6951万円</td></tr> <tr><td>介護納付金納付事業</td><td>2億2660万円</td></tr> <tr><td>共同事業拠出金等拠出事業</td><td>4億4361万円</td></tr> <tr><td>保健衛生普及事業</td><td>224万円</td></tr> <tr><td>疾病予防事業</td><td>764万円</td></tr> <tr><td>特定健康診査等事業</td><td>1,962万円</td></tr> </table>	療養諸費等給付事業	21億270万円	高額療養費支給事業	2億4400万円	出産育児一時金支給事業	2,520万円	葬祭費支給事業	420万円	後期高齢者支援金等拠出事業	4億6951万円	介護納付金納付事業	2億2660万円	共同事業拠出金等拠出事業	4億4361万円	保健衛生普及事業	224万円	疾病予防事業	764万円	特定健康診査等事業	1,962万円
療養諸費等給付事業	21億270万円																				
高額療養費支給事業	2億4400万円																				
出産育児一時金支給事業	2,520万円																				
葬祭費支給事業	420万円																				
後期高齢者支援金等拠出事業	4億6951万円																				
介護納付金納付事業	2億2660万円																				
共同事業拠出金等拠出事業	4億4361万円																				
保健衛生普及事業	224万円																				
疾病予防事業	764万円																				
特定健康診査等事業	1,962万円																				
<p>◎後期高齢者医療事業 2億7540万円 (健康増進課)</p> <p>内訳：保険料など 2億7440万円 国100万円</p> <p>主な内容</p> <table border="1"> <tr><td>一般管理費</td><td>353万円</td></tr> <tr><td>後期高齢者医療広域連合納付金</td><td>2億5,230万円</td></tr> <tr><td>後期高齢者健診事業</td><td>1,263万円</td></tr> </table>	一般管理費	353万円	後期高齢者医療広域連合納付金	2億5,230万円	後期高齢者健診事業	1,263万円															
一般管理費	353万円																				
後期高齢者医療広域連合納付金	2億5,230万円																				
後期高齢者健診事業	1,263万円																				

国…………… 国 県…………… 県 市…………… 市債 一般財源…………… 一般財源
他…………… その他

② 子育て環境の充実

<p>◎子育て支援事業 1,087万円 (子ども課)</p> <p>家庭相談員・育児支援家庭訪問支援員が、子育ての不安・悩みの軽減を図るため、家庭における適正な児童養育の相談・指導などを行い、援護を必要とする子どもと家庭への支援を行います。 内訳：国270万円 県817万円</p>	<p>◎子育て支援給付事業(やいたみらいっ子誕生祝金) 480万円 (子ども課)</p> <p>第二子からの誕生に、祝い金3万円を支給することで、少子化対策と児童の健全な育成を図ります。 内訳：国480万円</p>
<p>◎ファミリーサポートセンター事業 238万円 (子ども課)</p> <p>「子育ての支援をしてほしい人」(依頼会員)と「子育ての手助けをしたい人」(提供会員)がそれぞれ会員となり、お互いに助け合いながら、地域で子育ての支援をしていこうとするものです。 内訳：国119万円 県119万円</p>	<p>◎子ども手当等支給事業 5億9730万円 (子ども課)</p> <p>中学校修了前のお子さんを養育する方に、子育てを支援するための手当を支給します。 内訳：国4億2032万円 県8,849万円 市8,849万円</p>
<p>◎子育て支援センター事業 17万円 (子ども課)</p> <p>育児不安についての相談指導、各児童館の母親クラブなど、子育てサークルの育成支援などを行います。 内訳：国17万円</p>	<p>◎児童館活動支援事業 2,593万円 (子ども課)</p> <p>健全な遊びを通して子どもの健康を増進し、心を豊かにすることを目的とした児童館(矢板、東、片岡)の活動支援を行います。 内訳：国2,578万円 市15万円</p>
<p>◎学童保育館活動事業 1,251万円 (子ども課)</p> <p>放課後、家庭での保育が困難な児童に、健全な遊びと学習の場を提供する学童保育館(矢板、矢板第二、東、川崎、泉、片岡、安沢)の運営費です。 内訳：国814万円 県437万円</p>	<p>◎民間保育所運営補助事業 6億109万円 (子ども課)</p> <p>民間保育所の運営費補助と延長保育、休日保育、特定保育、一時保育、病後児保育など、特別保育事業にかかる補助金です。 内訳：国1億5455万円 県1億2158万円 市2億1061万円 他1億1435万円</p>
<p>◎公立保育所施設運営事業 8,475万円 (子ども課)</p> <p>市内の公立保育所(泉・片岡)の保育業務と施設管理を行います。 内訳：国100万円 県6,006万円 市2,369万円</p>	<p>◎幼稚園振興事業 4,834万円 (子ども課)</p> <p>幼児教育の振興や保護者の経済的負担を軽減するため、私立幼稚園の設置者と園児の保護者に各種補助金を交付します。 内訳：国890万円 県59万円 市3,885万円</p>

第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章
第7章

第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章
第7章

<p>◎子育て支援医療費助成事業 9,134万円 (子ども課)</p> <p>家庭の健康増進と疾患の早期発見を目的として、18歳までの子どもと妊産婦を対象に、保険診療分の一部負担金を助成します。 内訳：◎3,790万円 ◎5,344万円</p>	<p>◎母子保健事業 3,921万円 (子ども課)</p> <p>3カ月児健診や4カ月児健診などのほか、妊婦健康診査費の助成や少子化対策として不妊治療費を助成します。 内訳：◎76万円 ◎784万円 ◎3,061万円</p>
<p>◎ひとり親家庭医療費助成事業 906万円 (子ども課)</p> <p>市内在住で、満18歳に達した年度末までのお子さんを養育するひとり親家庭を対象に、保険診療分の一部負担金を助成することで、健康の向上に寄与し、経済的負担の軽減を図ります。 内訳：◎453万円 ◎453万円</p>	<p>◎児童扶養手当等支給事業 1億3113万円 (子ども課)</p> <p>ひとり親家庭への経済的支援を行い、児童の心身の健全な成長に寄与します。 内訳：◎4,335万円 ◎54万円 ◎8,724万円</p>
<p>◎母子福祉事業 1,024万円 (子ども課)</p> <p>母子家庭などの生活の安定と児童の健全育成を図るため、各種相談や就労支援を行います。 内訳：◎385万円 ◎156万円 ◎483万円</p>	

赤ちゃんの駅をご利用ください!

「赤ちゃんの駅」は、乳幼児を連れた保護者が無料で「おむつ替え」や「授乳」などをご利用できる施設です。現在、市内の公共施設や協力していただいている民間施設17か所をご利用できます。※右の「のぼり旗」が目印です。

また、登録していただける施設を随時募集しています。詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ/子ども課 ☎(44)3600

「赤ちゃんの駅」イメージ写真

◎…………… 国 ◎…………… 県 ◎…………… 市債 ◎…………… 一般財源
◎…………… その他

③ 地域福祉の充実

<p>◎地域福祉事業 881万円 (福祉高齢課)</p> <p>民生委員児童委員活動事業、災害見舞い金に要する経費です。 内訳：◎483万円 ◎398万円</p>	<p>◎地域福祉体制強化事業 2,535万円 (福祉高齢課)</p> <p>地域福祉活動指導員委託、社会福祉協議会助成事業、手話講習会助成推進事業、リフト付きワゴン車活用推進事業、心配ごと相談など、社会福祉協議会へ委託し、補助事業を行います。 ※詳しくは下をご覧ください。 内訳：◎2,535万円</p>
<p>◎温泉センター施設運営事業 2,336万円 (福祉高齢課)</p> <p>市民に交流と憩いの場を提供し、余暇の利用を促進しながら福祉と健康の増進を図るための城の湯温泉センター。その管理運営を委託します。 内訳：◎2,276万円 ◎60万円</p>	<p>◎温泉バス運行事業 255万円 (福祉高齢課)</p> <p>城の湯温泉センターを利用する地域住民の利便を図るため、温泉バスの運行を委託し、生活福祉の向上を図ります。 内訳：◎240万円 ◎15万円</p>
<p>◎生活保護者援護事業 5億5000万円 (福祉高齢課)</p> <p>生活に困窮する世帯の最低限度の生活を保障するための経済援護を行います。必要な指導や指示を行い、自立した生活を送れるよう相談や助言をします。また生活に困っている中国残留邦人に対し、生活保護にかかわる支援給付を行います。 内訳：◎4億1231万円 ◎2,825万円 ◎1億944万円</p>	

リフト付きワゴン車を無料で貸し出します

社会福祉協議会では、リフト付きワゴン車を貸し出しています。体の不自由な方々の通院や入退院、または、各種研修会、レジャーなどに活用することができます。どうぞご利用ください。

乗車定員/7人
例えば(車いす1台、キャスター付ベット1台、乗員5人)
(車いす2台、乗員5人)

貸し出し期間/最長2日間
使用案内/使用上の不注意により発生した事故については、全て利用者の責任になります。
有料道路および駐車場の料金は利用者負担になります。
車を返す際に燃料を満タンにしてください。

申し込み方法/直接または電話でお申し込みください。
申し込み・問い合わせ/社会福祉協議会(きずな館内) ☎(44)3000

④ 高齢者福祉の充実

<p>◎在宅高齢者支援サービス事業 93万円 (福祉高齢課)</p> <p>介護保険法に基づく要介護認定で、自立と判定された高齢者などに対して、日常生活を支援するためのホームヘルパーを派遣したり、寝具の洗濯乾燥消毒サービスを提供したりし、在宅福祉サービスの向上を図ります。 内訳：◎93万円</p>	<p>◎在宅介護支援サービス事業 1,070万円 (福祉高齢課)</p> <p>一人暮らしの高齢者に緊急通報用の機器を貸与したり、高齢者を介護している家族の経済的な負担の軽減を図るため、手当を支給したりすることで、在宅生活を営める環境をつくります。 内訳：◎1,070万円</p>
<p>◎在宅介護支援センター関連事業 210万円 (福祉高齢課)</p> <p>在宅介護や介護保険に関する総合的な相談業務や、介護保険の対象にならない要援護高齢者の把握を在宅介護支援センターへ委託します。 内訳：◎210万円</p>	<p>◎はつらつ館運営事業 828万円 (福祉高齢課)</p> <p>元気な高齢者の生きがいづくりや、自立生活の助長を図る場として、はつらつ館(泉・木幡北山)の運営を委託します。 ※詳しくは下をご覧ください。 内訳：◎824万円 ④4万円</p>
<p>◎高齢者社会参加促進補助事業 1,238万円 (福祉高齢課)</p> <p>高齢者の社会参加の促進や超高齢社会の基盤強化を図るため、老人クラブやシルバー人材センターに助成を行います。 内訳：◎68万円 ◎1,170万円</p>	<p>◎敬老祝賀事業 1,216万円 (福祉高齢課)</p> <p>長寿を祝う慶賀訪問や、各行政区で開催している敬老会への助成を行います。 内訳：◎1,216万円</p>
<p>◎老人保護措置事業 2,124万円 (福祉高齢課)</p> <p>身体状況、家族状況などの理由で、在宅生活が困難な高齢者を養護老人ホームに保護することで、高齢者とその家族の福祉の向上に寄与します。 内訳：◎2,031万円 ④93万円</p>	<p>◎介護保険施設等整備補助事業 1,141万円 (福祉高齢課)</p> <p>矢板市老人保健福祉施設を整備する法人に対して、施設開設の準備費用の補助を行います。 内訳：◎1,140万円 ◎1万円</p>

はつらつ館

利用時間／9:00～16:00
 休館日／日曜日および祝日・休日
 対象／市内に在住の、おおむね65歳以上の方
 利用料金／1日100円

泉はつらつ館(泉元気センター) ☎(43)2231
 ・フラダンスやクッキング、グラウンド・ゴルフなど
 木幡北山はつらつ館 ☎(43)6771
 ・日舞や手芸教室、ラージボール卓球など

毎月の詳しい行事予定などは、「広報やいた」15日号をご覧ください。

国…………… 国 県…………… 県 市…………… 市債 一般財源
 ④…………… その他

◎介護保険事業

21億2490万円 (福祉高齢課)

内訳：◎4億7373万円 ◎3億226万円
 ◎501万円 ④13億4390万円

主な内容

- 居宅介護サービス給付費 7億1100万円
要介護認定の在宅者が利用する、居宅サービスの保険給付に要する経費です。
- 地域密着型介護サービス給付費 1億7900万円
要介護認定の在宅者が利用する、地域密着型サービスの保険給付に要する経費です。
- 施設介護サービス給付費 7億8800万円
要介護認定者の施設入所者が利用する、介護サービスの保険給付に要する経費です。
- 居宅介護福祉用具購入費 400万円
要介護認定の在宅者に、介護にかかる福祉用具の購入補助を行います。(上限年間10万円)
- 居宅介護住宅改修費 800万円
要介護認定の在宅者が日常生活に必要な、住宅改修を行う場合の補助を行います。(1件20万円まで)
- 居宅介護サービス計画給付費 9,100万円
要介護認定者が介護サービスを受けるための、居宅介護サービス計画作成費用を補助します。(全額補助)
- 介護予防サービス給付費 6,900万円
要支援認定の在宅者が利用する、居宅サービスの保険給付に要する経費です。
- 地域密着型介護予防サービス給付費 1,300万円
要支援認定の在宅者が利用する、地域密着型サービスの保険給付に要する経費です。
- 介護予防福祉用具購入費 160万円
要支援認定の在宅者に、介護にかかる福祉用具の購入補助を行います。(上限年間10万円)
- 介護予防住宅改修費 200万円
要支援認定の在宅者が、日常生活に必要な住宅改修を行う場合の補助を行います。(1件20万円まで)
- 介護予防サービス計画給付費 900万円
要支援認定者が、居宅サービスを受けるための居宅支援サービス計画作成費用を補助します。(全額補助)
- 高額介護サービス費 3,600万円
要介護者が、介護サービスに支払った自己負担額(1割)が一定額を超えた場合に、その超えた額を給付します。
- 高額介護予防サービス費 20万円
要支援者が、居宅サービスに支払った自己負担額(1割)が一定額を超えた場合に、その超えた額を給付します。
- 特定入所者介護サービス費 8,200万円
要介護認定の施設入所者、ショートステイ利用者に係る食費・居住費を、世帯所得額を基準に給付します。
- 特定入所者介護予防サービス費 20万円
要支援認定のショートステイ利用者に係る食費・居住費を、世帯所得額を基準に給付します。
- 地域支援事業費 4,443万円
地域包括支援センターの運営や各種の介護予防事業を行う費用です。



第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章
第7章

⑤ 障がい者福祉の充実

<p>◎障がい者給付等支援充実事業 5,936万円 (福祉高齢課)</p> <p>身体障がい者更生医療給付、特定疾患者福祉手当支給、重度心身障がい児者介護手当支給、特別障がい者手当等支給を実施し、医療費負担の軽減、経済的援助をします。</p> <p>内訳：国2,704万円 県870万円 般2,362万円</p>	<p>◎障がい者地域生活確保支援事業 1,498万円 (福祉高齢課)</p> <p>障がいのある方が健康で安らかな生活を送れるよう、「補聴器」や「車いす」など補装具の交付や、「手すり」・「目の不自由な方のための時計」などの日常生活用具を給付します。</p> <p>内訳：国749万円 県398万円 般351万円</p>
<p>◎障がい者自立支援事業 2億8267万円 (福祉高齢課)</p> <p>障がいがある方の相談体制の充実を図ります。障がいのある方が支給決定に基づき、自ら受けるサービスを選択し、契約した上で受けられます。サービス内容は、介護給付(ホームヘルプサービス、短期入所、デイサービスなど)、訓練等給付、地域生活支援事業などがあります。</p> <p>内訳：国1億3614万円 県6,759万円 般7,894万円</p>	<p>◎重度心身障がい者医療費助成事業 5,058万円 (福祉高齢課)</p> <p>重度心身障がい者が必要とする医療を容易に受けられるように、各種医療保険制度による医療費の保険診療分本人負担額を支給することで、経済的負担の軽減や保健の向上を図ります。</p> <p>内訳：県2,512万円 般2,546万円</p>
<p>◎障がい者福祉タクシー事業 914万円 (福祉高齢課)</p> <p>利用対象者の社会活動の推進を図るため、タクシーの基本料金分を利用者に交付し、外出時の経費負担を軽減します。</p> <p>※詳しくは下をご覧ください。</p> <p>内訳：般914万円</p>	

平成24年度分 福祉タクシー券交付申請受付中

重度障がい者、高齢者の方へ
※土・日・祝日を除く

<p>受付時間／9：00～12：00 13：00～17：00</p> <p>対象者／市内在住で次のいずれかに該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> ①身体障害者手帳の等級が1級または2級の方 3級で下肢または体幹の機能障がいがある方 ②療育手帳の等級がA1またはA2の方 ③精神障害者手帳の等級が1級または2級の方 ④85歳以上の方 ⑤80歳以上85歳未満で世帯全員が市民税非課税の方 <p>助成額／タクシー利用1回につき基本料金分</p>	<p>利用回数限度(年間)／①、②、③の方は48回分(月4回で計算) ④、⑤の方は24回分(月2回で計算)</p> <p>必要なもの／①の方は「身体障害者手帳」と「印鑑」 ②の方は「療育手帳」と「印鑑」 ③の方は「精神障害者保健福祉手帳」と「印鑑」 ④、⑤の方は「保険証」と「印鑑」 ※代理申請の場合は代理の方の印鑑もお持ちください。</p> <p>受け付け・問い合わせ／福祉高齢課 ☎(43)1116 FAX(43)5404</p>
--	---

国…………… 国 県…………… 県 市債…………… 市債 般…………… 一般財源
他…………… その他